

○常総衛生組合指名業者選考委員会設置要綱

令和2年3月30日

常総衛生組合訓令第1号

(設置)

第1条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の12第1項の規定による指名競争入札の参加者の指名を適正に行うため、常総衛生組合指名業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項等)

第2条 委員会は、常総衛生組合が発注する建設工事等（工事又は製造の請負、物件の買入れ及び業務委託をいう。以下同じ。）に関し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 発注方法に関し、一括発注又は分離発注のいずれかについての決定及び単体企業発注又は特定建設工事共同企業体発注のいずれかについての決定
- (2) 指名競争入札に参加することができる資格を有する者（次条に規定する資格を有する者に限る。以下「有資格者」という。）のうちから当該入札に参加させようとする者についての選考
- (3) 総合評価落札方式による入札における落札者決定基準及び落札者の決定
- (4) 前3号に掲げるもののほか管理者が必要と認める事項

2 前項第2号及び第3号に規定する事項は、有資格者の信用度、過去における建設工事等の成績、施行中の工事の状況、技術者の状況、当該建設工事等に対する技術的適正度等に留意して行わなければならない。

(指名競争入札の参加者の資格)

第3条 令第167条の11第2項の規定により管理者が定める指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次の各号のいずれにも該当しない者で競争入札参加資格者名簿に登録された者とする。

- (1) 建設業にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- (2) 測量業にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者
- (3) 建築設計業（建築士法（昭和25年法律第202号）第3条又は第3条の2の規定により1級建築士及び2級建築士以外の者の行うことのできる設計又は工事監理を除く。）にあつては、同法第23条第1項の規定による登録を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、軽微な建設工事（建設業法施行令第1条の2に規定する建設

工事をいう。)の入札に参加することができる者は、前項の競争入札参加資格者名簿に登載された者で、建設業法第28条第3項の規定により営業を停止されていない者とする。

(組織)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる職にある者とし、委員長には事務局長を、副委員長には総務課長又は施設管理課長をそれぞれ充てる。

- (1) 事務局長
- (2) 総務課長
- (3) 施設管理課長
- (4) 庶務係筆頭係長
- (5) 第一施設係筆頭係長
- (6) 水質管理係筆頭係長

(委員長の職務等)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

- 2 会議は、過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とする。
- 5 委員長は、必要に応じて関係職員又は学識経験者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(持ち回り審査)

第7条 委員長は、緊急を要し、又は会議を開く時間的余裕がないときは、持ち回りの方式により委員の同意をもって、委員会の審査に代えることができる。

(報告)

第8条 委員長は、会議の結果を管理者に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。